

山口県報

平成24年
12月18日
(火曜日)

目次

告示
保安林指定施業要件の変更(下関市)(森林整備課)……………

公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………



山口県告示第四百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十四年十二月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字江良字徳仙二から五まで、七から九まで、一一(次の図に示す部分に限る。)、一二、二〇五、字蟹廻り二二、二二、一三五の八から一三五の一三まで、一三五の二六から一三五の一八まで、一三五の三二、一三五の三三、一三五の九〇から一三五の九六まで、一三五の九九、字暮盤石一三五の七、字華山一三五の二〇から一三五の二六まで、一三五の二八(次の図に示す部分に限る。)、一三五の二九、一三五の三六から一三五の四四まで、一三五の五七、一三五の五八、一三五の七二から一三五の七六まで、一三五の八一から一三五の八五まで、一三五の八八、一三

五の八九、一三五の九七、豊田町大字庭田字暮盤石二二の一、字高原一三二の一、一三二の二、一三二の六、一三二の九、一三二の一〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三二の二二、一三二の三三、一三二の三五から一三二の七七まで、豊田町大字鷹子字上山二六四の一、二六四の三、二六四の五、二六四の七、二六四の一〇から二六四の一五まで、二六四の二一、二六四の二二、字下山三六四の二

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。()

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字庭田字高原一三二の一、一三二の二、一三二の六、一三二の九(次の図に示す部分に限る。)、一三二の一〇、一三二の一三、一三二の一五、一三二の一七、豊田町大字江良字華山一三五の二八(次の図に示す部分に限る。)、一三五の八四、一三五の八五、一三五の八八、一三五の八九、一三六の二、豊田町大字鷹子字上山二六四の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字庭田字高原一三二の二・一三二の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三二の一〇、一三二の一三、一三二の一五、一三二の一七、豊田町大字江良字華山一三五の二八、一三五の八四、一三五の八五、一三五の八八、一三五の八九、一三六の二、豊田町大字鷹子字上山二六四の二

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(五九九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年一月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人エルマーの会

代 表 者 の 氏 名 佐原いづみ

主たる事務所の所在地 岩国市三笠町二丁目三番七号

(六〇〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月二十日山口県公告(三四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月十八日から平成二十五年一月十八日までの間、山口

県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年十二月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) あおいモール

所在地 山口市葵二丁目三四〇二

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項等について配慮を求める。